

平成28年2月12日開催 介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会資料の訂正について

平成28年2月12日に開催しました説明会の資料中、内容に一部誤りがありましたので、次の下線部のとおり訂正をさせていただきます。
 なお、地域単価の取り扱いについては、従来と取り扱いが変更となる事業者へ個別にご連絡させていただいております。

項番	訂正前	訂正後
P11	<p>・・・3月1日時点で、千葉県に届出している次の書類の写しを3月18日迄にご提出ください。</p> <p>① <u>介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書</u></p> <p>② <u>介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表</u></p> <p>③ <u>添付書類</u></p>	<p>・・・3月1日時点で、千葉県に届出している次の書類の写しを3月18日迄にご提出ください。</p> <p>① <u>介護給付費算定に係る体制等に関する届出書</u></p> <p>② <u>介護給付費算定に係る体制等状況一覧表</u></p> <p>③ <u>添付書類</u></p>
P13	<p><u>地域単価については、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様とし、各事業所所在地に応じた地域単価とします。</u></p>	<p><u>地域単価については、次のとおりとなります。</u></p> <p><u>・平成27年3月31日までに介護予防訪問（通所）介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」（サービス種類コード・A1、A5）</u> <u>→ 各事業所所在地に応じた地域単価となります。</u></p> <p><u>・平成28年3月1日以降に介護予防訪問（通所）介護相当の事業者として、君津市の指定を受けた事業者（サービス種類コード・A2、A6）</u> <u>→ 市町村所在地に応じた地域単価として、訪問10,21円、通所10,14円となります。（君津市＝7級地）</u></p>